

社会福祉法人室蘭福祉事業協会
保育所における人事院勧告に係る調整手当支給に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、保育所における人事院勧告に伴う委託料の人件費拡充に伴い、増額した額の支給に関して定めるものとする。

(支給対象者及び支給額等)

第 2 条 支給は調整手当として一時金で支給する。支給対象者、支給額及び支給日は、理事長が別に定める。この場合において、支給額については、財源となる国からの委託料の人件費拡充額の範囲内を基準とする。

附 則

この規則は、令和 6 年 2 月 26 日から施行する。